

令和 8 年度

渡名喜村国民健康保険税収納対策緊急プラン

1 滞納状況の解消

- ① 他保険加入者等の把握に努め、早期の加入届及び喪失届の提出を勧奨する。
- ② 新成人等若い世代へ、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続きを周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨する。
- ③ 資格証明書発行における弁明の機会の付与手続きを活用し、生活困窮世帯と思われる場合は、資産状況、収入状況等を把握し、生活保護等の該当する各制度への手続きを勧奨する。
- ④ 時効完成前に納入勧奨を行い、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。
- ⑤ 税務係と連携し、所得未申告者への申告を勧奨し、適正課税に努める。
- ⑥ 居住不明者について十分調査を行い、住民基本台帳係と連携し適正な処理を行う。

2 人員の増員等

- ① 収納嘱託員採用の検討や収納業務について課をあげて取り組む。
- ② 住民税担当部門との連携及び税の専門家の派遣について検討する。
- ③ 県や国保連合会と協力し、未納者対応プログラムや滞納分析シミュレーション当の新たな職員研修を検討し、職員の知識、能力の向上に努める。

3 徴収方法の改善等

- ① 被保険者証の更新の機会を活用し、効率的な納税相談を行う。
- ② 新たな滞納を防ぐため、督促状発送直後など初期段階での納税指導等を行う。
- ③ 収納強化月間を設定し、電話催促、訪問徴収を組み合わせた効率的な収納対策を行う。
- ④ 広報誌やホームページ等を活用し、国民健康保険の必要性や事業の周知、啓発を図る。
- ⑤ 納期限前には、防災無線による納期限の周知を行い、期限内納付を勧奨する。

4 滞納処分の実施

- ① 滞納者が転出した場合は、転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- ② 長期滞納者に対し、預貯金・給与・不動産・国税還付金等の調査を行い、滞納処分を実施する。
- ③ 特別な理由もなく納税意思のない滞納者に対し、財産調査により判明した財産の滞納処分を実施する。
- ④ 療養費等の現金給付申請・支給時に、未納税への充当を含めた納税相談を行う。